

兵庫医科大学神戸病態モデル研究センターP2A エリア利用細則

(目的)

第1条 この規則は、兵庫医科大学（以下「本学」という）神戸病態モデル研究センター利用規程第8条1項に基づき、神戸病態モデル研究センター（以下「神戸センター」という）P2A エリア（以下「神戸 P2A エリア」という）での動物実験が、安全かつ適正に行われるよう必要な事項を定める。

(適用範囲)

第2条 神戸 P2A エリアは神戸センターSPF エリア及び CONV エリアでは実施できない、動物感染実験（ABSL2 まで）及び動物接種実験（P2A まで）が実施できる。

(管理・運営)

第3条 神戸 P2A エリアの管理及び運営は、神戸病態モデル研究センター長（以下「神戸センター長」という）が統括し、必要に応じて神戸病態モデル研究センター職員が補佐する。

(利用申請)

第4条 神戸 P2A エリアで行われる感染実験は、以下に示す条件を満たしていなければならない。

- 1 兵庫医科大学病原体等安全管理規程第2条で規定する病原微生物等を感染させた動物（以下「感染動物等」という）を用いた動物実験を行う場合は、病原体等安全管理委員会及び動物実験委員会が所管する実験計画書を提出し、学長の承認を得ていること。
 - 2 遺伝子組換え生物等を用いた動物実験を行う場合は、遺伝子組換え実験安全委員会及び動物実験委員会が所管する実験計画書を提出し、学長の承認を得ていること。
 - 3 第1、2号の定めるものの他、各種法令等を遵守すべき事項がある場合には、関係委員会及び神戸センターと協議の上、承認を得ていること。
- ② 神戸 P2A エリアの利用にあたり、所定の様式を神戸センター長に提出していること。
- ③ 神戸 P2A エリア内に実験器材を設置する必要がある場合、所定の様式を神戸センター長に届け出て許可を得ていること。

(禁止行為)

第5条 神戸 P2A エリアでの繁殖は禁止する。

- ② 感染動物等の神戸 P2A エリア外への持ち出しは原則禁止する。但し、他研究施設への兵庫医科大学病原体等安全管理規程第2条で規定する病原微生物等（以下「病原体等」という）の分与などの目的で持ち出す場合の他、事前に遺伝子組換え実験安全委員会、病原

体等安全管理委員会で承認を得ている場合はこの限りではない。

- ③ 感染動物等の屍体、使用済みケージ、床敷き及び糞尿は、未滅菌での持ち出しを禁止する。
- ④ 神戸 P2A エリア内に持ち込んだすべての実験器材等は、当該病原体等に最も有効な消毒・滅菌等のしかるべき処置を行わなければ、神戸 P2A エリア外へ持ち出してはならない。
- ⑤ 神戸 P2A エリア入室後、同日中での神戸センターSPF エリアおよび CONV エリアへの入室を禁止する。

(入室)

第 6 条 入室の際は、備え付けの防護服、帽子、マスク、手袋、スリッパを着用し、掲示されている注意事項に従うこと。

- ② 神戸 P2A エリア内に持ち込む器具等は必要最小限にしなければならない。

(退室)

第 7 条 退出の際は、防護服、スリッパを所定の位置に戻した後にアルコール消毒し、帽子、マスク、手袋を所定の場所に廃棄すること。

- ② 実験終了後の実験材料は、すみやかに滅菌することを原則とし、それが不可能な場合には未滅菌の表示をしなければならない。
廃棄された手袋等は、適時滅菌等の適切な処理を行ってから神戸 P2A エリア外へ出すこと。

(動物飼育及び実験操作)

第 8 条 神戸 P2A エリアにおける全ての感染動物等の飼育管理は、感染動物等の実験を実施している実験実施者が行い、神戸 P2A エリア内に設置された感染動物飼育室の陰圧飼育ラックで飼養保管しなければならない。

- ② エアロゾルを伴う実験操作及びケージ交換等は、神戸 P2A エリア内に設置してある安全キャビネット内で行わなければならない。
- ③ 使用済みの飼育器材等の滅菌は、感染動物等の実験を実施している実験実施者が行うこととする。
- ④ 病原体等を用いた感染動物等から、臓器・組織・血液等を採取し、神戸 P2A エリア外に持ち出して実験を行う場合は、病原体等安全管理規程等に従い適切に行わなければならない。なお、関連する各種実験計画書にその旨（滅菌する場合は滅菌法、未滅菌で持ち出す場合はその運搬法など）について明記しなければならない。
- ⑤ 感染動物等を飼育しているケージはフィルターキャップやフィルタートップで覆い、ケージ内からのエアロゾルの飛散を抑制しなければならない。

- ⑥ 第 2 項に規定にかかわらず、AAV（アデノ随伴ウイルス）など空気感染及び飛沫感染しない病原体等を接種した動物の実験操作は、安全キャビネット外でも実施可能である。

（帰責）

第 9 条 神戸 P2A エリアにおける病原体等の取扱いについては、感染動物等の実験を実施している実験責任者が全ての責任を負い、感染症の発生及びまん延に留意して安全かつ適正に行われなければならない。

（災害時対応）

第 10 条 地震、火事など不測の災害時には、神戸センター長は、感染動物等の実験を実施している実験責任者と協力し、病原体等の拡散及び感染動物等の逸脱の有無を確認しなければならない。施設の破損により周辺環境に対する安全性が確保されないと判断される場合には、神戸 P2A エリア内の全ての病原体等及び感染動物等を速やかに処分することとする。

（雑則）

第 11 条 その他の利用細則は神戸病態モデル研究センター利用細則を適用する。

- ② この細則に定めるもののほか、神戸 P2A エリアの利用に関し必要な事項は、神戸センター長が別に定める。

（関連規程）

第 12 条 前条までに記載されていない事項については、1 から 3 号の関連規程の定めに従うこと。

- 1 兵庫医科大学動物実験規程
- 2 兵庫医科大学病原体等安全管理規程
- 3 兵庫医科大学遺伝子組換え実験安全管理規程

（事務）

第 13 条 この細則に係る事務は、大学事務部が行う。

（改廃）

第 14 条 この細則の改廃は、神戸病態モデル研究センター運営小委員会及び病態モデル研究センター運営委員会の審議を経て、学長が決定する。

附 則

この細則は、2022 年 4 月 1 日から施行する。

この改正は、2023 年 2 月 2 0 日から施行する。